

決議

令和2年8月7日、U Aゼンセンヤマダ電機労働組合中央執行委員長三浦広和、ケースホールディングスユニオン執行委員長川瀬武彦及びU Aゼンセン デンコードーユニオン執行委員長三浦聡一から厚生労働大臣に対して、労働組合法第18条第1項の規定に基づき、同年4月22日付けでU Aゼンセンヤマダ電機労働組合、ケースホールディングスユニオン及びU Aゼンセン デンコードーユニオンと株式会社ヤマダ電機、株式会社ケースホールディングス及び株式会社デンコードーとの間で締結された別紙「年間所定休日に関する労働協約」について、同協約第2条(1)に定める「適用地域」内の市町村において同条(2)に定める「大型家電量販店」に該当する店舗を営む事業主及び当該事業主に雇用される労働者のうち、同条(6)に定める「適用対象労働者」に該当する者に拡張適用する旨の決定を求める申立てがあった。

令和2年8月24日、厚生労働大臣より当委員会に対して、労働組合法第18条第1項の規定に基づき、当委員会の決議が求められたので、当委員会は、本件申立てについて事実関係の調査を行い、慎重審議の結果、令和3年8月4日第1808回定例総会において、同法第18条第1項及び第2項並びに労働組合法施行令第15条の規定に基づき、次のとおり決議する。

主文

令和2年4月22日付けでU Aゼンセンヤマダ電機労働組合、ケースホールディングスユニオン及びU Aゼンセン デンコードーユニオンと株式会社ヤマダ電機、株式会社ケースホールディングス及び株式会社デンコードーとの間で締結された別紙「年間所定休日に関する労働協約」は、下記により拡張適用することが適当である。

1 適用する労働協約の条項

別紙「年間所定休日に関する労働協約」第2条から第8条までの各条項
ただし、第2条(1)中「次のアからエまで」とあるのは「次のア」とし、同(1)

イからエまでを削り、第8条第1項中「2020（令和2）年6月1日から2023（令和5）年5月31日までの3年間」とあるのは「令和4年4月1日から令和5年5月31日までの間」と、同条第2項中「2020（令和2）年6月1日」とあるのは「令和4年4月1日」とする。

2 適用する地域

茨城県全域

3 適用する使用者及び労働者

2に記載する地域内において、別紙「年間所定休日に関する労働協約」第2条（2）に定める「大型家電量販店」に該当する店舗を営む事業主及び当該事業主に雇用される労働者のうち、同条（6）に定める「適用対象労働者」に該当する者

4 拡張適用の期間

令和4年4月1日から令和5年5月31日まで

理由

1 労働組合法（以下「法」という。）第18条に規定する労働協約の地域的拡張適用制度は、同条所定の要件が満たされた場合、当該協約に定める労働条件を地域における公正労働条件とみなして、協約当事者である労使以外の労使にも適用することで、労働条件切下げ競争を防止し労働条件の維持改善を図るとともに、労働者間、使用者間の公正競争を確保しようとするものである。

当委員会は、協約当事者である組合からの本件申立てについて、地域的拡張適用の制度趣旨を踏まえ、本件申立てが法第18条に規定する要件を充足するかどうか、別紙「年間所定休日に関する労働協約」（以下「本件協約」という。）を拡張適用することが妥当かどうか等について、調査結果に基づき慎重に検討を行った。

2 「一の地域」について

（1）法第18条第1項の「一の地域」は、当該協約の適用地域を踏まえつつも、制

度の趣旨に照らして、客観的に確定でき、明確性を備え、また、関係する労使に対しても説得的なものとなる地域を画定しなければならない。

(2) 本件協約の適用地域は、第2条(1)において、茨城県の全域、千葉県の一部、栃木県の一部及び福島県の一部という四県にまたがる地域が定められており、協約当事者である組合からは、当該地域が「一の地域」に該当するとして申立てが行われている。しかし、以下のとおり、本件協約の適用地域は、そのまま「一の地域」と認めることはできない。

ア 協約当事者である組合は、どの市町村を組み合わせる労働協約の適用地域とし、これを「一の地域」として地域的拡張適用の申立てをするかについては、労使自治に委ねられると主張する。しかし、協約の適用地域をどのように設定するかは労使自治に委ねられるとしても、地域的拡張適用を行う範囲を画する「一の地域」については、(1)に記載したとおり、制度の趣旨に照らして客観的に画定されなければならない。

イ 協約当事者である組合は、本件協約の適用地域を設定するに当たり、事業の存在基盤(小売業にあっては消費者の分布)が共通であること、店舗の商圈が連続していることなどを考慮したと主張する。しかし、本件協約の当事者は全国に大型家電量販店を展開する企業の労使であり、本件協約の適用地域のみならず店舗及びその消費者が集積・分布しているものではなく、適用地域に隣接する適用地域外の市町村にも店舗が存在することなどを考慮すれば、協約当事者である組合の考え方によって地域が客観的かつ明確に画定できているとは認めがたい。

ウ さらに、協約当事者である組合においては、「大部分」の要件を満たすかどうか」という点も考慮に入れ、「大部分」の要件を満たし得るできるだけ広い範囲を本件協約の適用地域として画定したことが認められる。しかし、地域的拡張適用制度が協約交渉に全く関与していない労使に協約の規範的効力を及ぼす制度であることに鑑みると、地域的拡張適用における「一の地域」は、協約当事者の意向のみで決められるべきものではない。

(3) 以上のとおり、本件協約の適用地域をそのまま「一の地域」と認めることは適

当ではないが、一方、本件においては、事業場の集積など産業地域によって地域を客観的に画することも困難である。こうしたことを考慮して、茨城県全域に加えて隣接する他県の一部の市町村が適用地域とされている本件については、恣意性を排して客観的に確定でき、明確性を備えた地域として、行政区画としての都道府県を「一の地域」の単位とすることが適当である。都道府県の区域は、地域別最低賃金等、労働条件の最低基準を画する地域として、協約に關与していない労使に対する説得性も高いと言える。

(4) 以上のことから、本件については、本件協約の適用地域のうち茨城県の全域を「一の地域」とし、それ以外の地域は「一の地域」に当たらないとして、他の要件を満たしているかどうか検討することが適当である。

3 「同種の労働者」について

本件協約第2条(6)に定める「適用対象労働者」は、協約当事者である使用者が営む大型家電量販店(本件協約第2条(2)に定める要件を充足するものに限る。以下同じ。)を主たる就労場所として従業する「無期雇用フルタイム労働者」であり、協約当事者である組合からの申立ては、同様に大型家電量販店で従業する「無期雇用フルタイム労働者」について拡張適用を求めるものである。大量仕入れ・大量販売を中心とした大型家電量販店のビジネスモデルは企業、地域、店舗によって異なるものではないことから、大型家電量販店における「無期雇用フルタイム労働者」の職務内容等は、接客や売場管理を中心とした、同等のものであると考えられる。したがって、大型家電量販店で従業する「無期雇用フルタイム労働者」に該当する者を「同種の労働者」と考えてよい。

4 「大部分」について

茨城県の全域を「一の地域」とした場合、茨城県内には、協約当事者である使用者が営む大型家電量販店は合計で51店舗あり、これらの使用者に雇用されて大型家電量販店で従業する「無期雇用フルタイム労働者」は合計で601名である。協約当事者である労使の間ではそれぞれユニオン・ショップ協定が締結されており、「無期雇用フルタイム労働者」の全員が協約当事者である組合のいずれかに加入

し、本件協約の適用を受けている。茨城県内には、協約当事者以外の使用者が営む大型家電量販店が二使用者に合計で5店舗あり、これらの使用者に雇用されて大型家電量販店で従業する「無期雇用フルタイム労働者」は合計で61名である。このため、「同種の労働者」の総数は662名である。したがって、「同種の労働者」の90.8%が本件協約の適用を受けていることとなり、「同種の労働者」の「大部分」が本件協約の「適用を受ける」に至っていると認められる。

5 「一の労働協約」について

本件協約は、年間所定休日日数について協約当事者である使用者に共通の最低基準を定めることを目的として、三組合・三使用者の連名で締結された単一の労働協約であり、「一の労働協約」と認められる。なお、本件申立てが行われた後の令和2年10月1日、協約当事者である使用者のうち株式会社ヤマダ電機については、持株会社体制への移行に伴い、「株式会社ヤマダホールディングス」に商号変更され、さらに、令和3年7月1日、株式会社ヤマダホールディングスの子会社である株式会社ヤマダデンキが協約当事者に加わっているが、協約の実質的変更をもたらすものではないと認められる。

6 以上により本件は、「一の地域」を茨城県の全域とした上で、法第18条第1項に規定する「一の地域において従業する同種の労働者の大部分が一の労働協約の適用を受ける」場合に該当するといえることができる。

7 さらに、本件協約の拡張適用が行われることは、以下のとおり、地域内に所在する大型家電量販店で従業する労働者の労働条件に及ぼす影響その他の事情を考慮して、法第18条の趣旨にも適合し、妥当であると判断される。

(1) 拡張適用を受けることとなる使用者には、年間所定休日日数が106日と本件協約に定める基準をさらに5日下回る使用者が存在する。また、他の地域においては、過去に、大型家電量販店の企業間競争が行われる中で年間所定休日日数が引き下げられた事例もあったことが認められ、今後、同様の事態が生ずる可能性も否定できない。本件協約の拡張適用が行われることによって、本件協約に定

める基準にまで年間所定休日日数を引き上げることは、当該地域においてこの基準に達していない労働者の労働条件を改善するとともに、使用者間の格差を是正し、かつ、協約基準を下回る日数への切下げを防止することとなり、制度の趣旨にかなうものである。

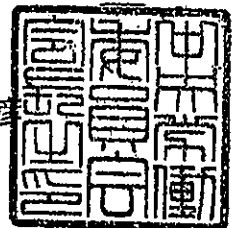
(2) 他方、本件申立てにおいては、他企業の新規参入を排除するなど競争を制限するために拡張適用制度を濫用的に利用したような事情は窺われず、その他拡張適用を否定すべき特別の事由も認められない。

8 拡張適用の効力発生の始期については、法第18条第1項の規定による厚生労働大臣の決定及び同条第3項の規定による公告がなされた後、厚生労働省においては関係労使への周知を行う必要があり、また、使用者においては就業規則等の改定や労働者への周知等年間所定休日の引上げ等に係る所要の準備を行う必要があることに留意する必要がある。他方、本件協約は、令和5年5月31日に有効期間が満了することを踏まえ、地域的拡張適用が実効性を持ち得る適切な時期に拡張適用の効力発生を始期を設定することが要請される。こうしたことを考慮して、拡張適用の効力発生を始期は、令和4年4月1日とすることが適当である。また、拡張適用の効力の終期は、本件協約の有効期間が満了する令和5年5月31日となる。

9 よって、当委員会は、法第18条第2項の規定により本件協約を一部修正することとし、主文のとおり決議する。

令和3年8月4日

中央労働委員会
会長 岩村正彦



年間所定休日に関する労働協約

株式会社ヤマダ電機、株式会社ケースホールディングス、及び、株式会社デンコードー、並びに、U Aゼンセンヤマダ電機労働組合、ケースホールディングスユニオン、及び、U Aゼンセン デンコードーユニオンは、本日、以下のとおり労働協約を締結する。

第1条 (目的)

この労働協約は、大型家電量販店に勤務する労働者の年間所定休日に最低基準を定め、もって、年間所定休日に関する労働条件の低下を防止しながらその維持向上を図り、かつ、事業者相互間の公正競争を実現させることにより、勤労生活と家庭生活の両立、顧客サービスの維持と向上、家電量販店の社会的地位の向上と魅力ある職場作り、及び、地域経済と地域社会の活性化に寄与することを目的として締結する。

第2条 (用語の定義等)

この労働協約における用語について、次のとおり定義する。

(1) 「適用地域」

この労働協約における「適用地域」とは次のアからエまでをいう。

ア 茨城県

金城～

イ 千葉県

(ア) 銚子市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、我孫子市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑛市、香取市、山武市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡長生村、長生郡白子町

(イ) 野田市

ウ 栃木県

大田原市、及び、矢板市

エ 福島県

東白川郡棚倉町

(2) 「大型家電量販店」

この労働協約において、「大型家電量販店」とは、次のアからエの全てを充足する店舗をいう。但し、専ら法人顧客を対象とする店舗を除外する。

ア 当該店舗において事業者の営む事業が、日本標準産業分類（総務省 平成 25 年 10 月改定、平成 26 年 4 月 1 日施行）の「6931 電気機械器具小売業（中古品を除く）」「5932 電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」又は「6081 写真機・写真材料小売業」のいずれかに該当し、かつ、これら以外の「5611 百貨店、総合スーパー」「6091 ホームセンター」等には該当しないこと

イ 当該店舗において事業者が小売販売する商品の中に、少なくとも、エアコン、冷蔵庫、及び、洗濯機の三品目が含まれていること

ウ 当該店舗の存在する建物が、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項所定の「大規模小売店舗」に該当すること

エ 当該店舗が次の(ア)から(イ)のいずれか一つ以上に該当すること

(ア) 当該店舗を営む事業者が、前掲ウ記載の建物に関して、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条又は第 6 条所定の届出を自ら行ったこと

(イ) 店舗面積が 1 0 0 0 m²を超えていること

(但し、「店舗面積」とは、大規模小売店舗法第 2 条第 1 項の定める「小売業を行うための店舗の用に供される床面積」を意味し、事務室、荷扱場所、倉庫、階段、通路、エレベーター、休憩室、食堂、便所等を含まない面積をいう。)

(ウ) 当該店舗の存在する建物において当該事業者が単独で支配・管理する占有面積が 1 2 0 0 m²を超えていること

(但し、「占有面積」とは、建物の全部又は一部を借り受けている場合は借受け部分の床面積、建物を区分所有している場合には専有部分の床面積であり、大規模小売店舗法第2条第1項の定める「小売業を行うための店舗の用に供される床面積」のみならず、事務室、荷扱場所、倉庫、階段、通路、エレベーター、休憩室、食堂、便所等を含む床面積であるが、当該事業者が単独で支配・管理していない部分は除く。)

(3) 「各年度」

この労働協約における「各年度」とは、各年の4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。但し、賃金計算・労働時間管理・昇級昇格等の人事労務管理のために定める1年単位の期間の始期から終期までの期間がこれと異なる場合には、当該期間をもってこの労働協約における「各年度」として扱うことができる。

(4) 「所定休日」

ア この労働協約における「所定休日」とは、就業規則、労働協約、又は、労働契約等に基づき、使用者又は使用者から命を受けて各労働者の労働義務を負う日時を決定する権限を有する者が、労働義務のない日として予め定めた日をいい、次の(ア)から(イ)は「所定休日」から除外する。

(ア) 労働者が年次有給休暇を取得する日

(イ) 就業規則、労働協約、又は労働契約により病気・結婚・出産・忌引・子供の学校行事出席・看護・介護等を理由に休業できることを定める日に関して、労働者がその権利を行使する日

(ロ) 生理休業、産前産後休業、育児休業、看護休暇、介護休業、介護休暇その他の法令により休業できる日に関して、労働者がその権利を行使する日

(ハ) 一旦労働義務を負う日として指定されたが、その後、自然災害・疫病・交通途絶等の理由又はその他の使用者の都合により、労働義務が免除される日

(ニ) 一旦労働義務を負う日として指定されたが、その後、所定休日の振替日に指定され、労働義務が免除される日

イ この労働協約における「所定休日」は、暦日の午前0時から24時間連続して労働義務から解放される日でなければならないが、これに該当しないものをこの労働協約における「所定休日」として扱うことはできない。

(5) 「所定労働時間」

ア この労働協約における「所定労働時間」とは、「所定休日」以外の労働義務を負う日において、労働義務を負う時間として予め定められた時間をいう。

イ 1か月単位の変形労働時間制、1年単位の変形労働時間制、フレックスタイム制、1週間単位の非定型的変形労働時間制等を採用し、1日の所定労働時間又は1週間の所定労働時間が変動する場合においては、前掲(3)所定の「各年度」における実際の所定労働時間を所定労働日数(当該年度の総日数から所定休日数を差し引いた日数)で除したものをもちこの労働協約における1日の「所定労働時間」とし、また、この1日の「所定労働時間」に5を乗じたものをもちこの労働協約における1週間の「所定労働時間」として扱う。

(6) 「適用対象労働者」

ア この労働協約における「適用対象労働者」とは、次の(ア)から(エ)の全てを充足する労働者をいう。但し、後掲イに該当する場合を除く。

(ア) 前掲(1)所定の「適用地域」にある前掲(2)所定の「大型家電量販店」を営む事業主との間で労働契約を締結したこと

(イ) 労働契約には契約期間の定めがないこと

(ロ) 前掲(1)所定の「適用地域」にある前掲(2)所定の「大型家電量販店」を主たる就労場所として労働時間管理を受ける者であること

(ハ) 前掲(5)所定の「所定労働時間」が1日7時間以上でありかつ1週35時間以上であること

(なお、労基法67条に基づく育児時間、均等法13条に基づく妊産婦の

時間短縮措置、育介法23条に基づく所定労働時間短縮の措置を受けている者、その他法令の定めにより一時的に所定労働時間を短縮する扱いを受けている者に関しては、これらの時間短縮の扱いを受けない場合における本来の所定労働時間が1日7時間以上でありかつ1週35時間以上であれば、この(エ)の条件を充足している者として扱う。))

イ 前掲ア記載の(ア)から(エ)を充足する者であっても、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者については、この労働協約の「適用対象労働者」から除外し、この労働協約の「適用対象労働者」としない。

(ア) 基本給が時給制又は日給制により算出される者

(イ) 店長や次長等の職名をもつ課長級以上の管理職であり、かつ、この労働協約の「適用対象労働者」2名以上をその部下としている者

(7) 「適用対象労働者(A)」

この労働協約における「適用対象労働者(A)」とは、前掲(6)所定の「適用対象労働者」のうち、1日の所定労働時間が7時間45分を超える者をいう。

(8) 「適用対象労働者(B)」

この労働協約における「適用対象労働者(B)」とは、前掲(6)所定の「適用対象労働者」のうち、1日の所定労働時間が7時間以上7時間45分以下の者をいう。

第3条 (所定休日の最低日数)

1 各年度の初日に在籍する適用対象労働者(A)に関して、各年度に付与される所定休日の日数は、111日以上とし、これを下回ることとはできない。

2 各年度の初日に在籍する適用対象労働者(B)に関して、各年度に付与される所定休日の日数は、107日以上とし、これを下回ることとはできない。

3 適用対象労働者のうち各年度の初日に在籍しない者に関して、就労を開始した年度に付与される所定休日の日数については、前掲各項の定める最低日数を基礎に年度内の残余日数に比例して付与することその他の合理的措置を適宜講ずることができる。

第4条 (休日振替等)

1 適用対象労働者の所定休日の振替を行う場合には、振替の対象とされる所定休日の開始よりもできるだけ早い時点で、所定休日を振り替えることを告知し、かつ、当該年度内の日を振替休日として指定することとし、翌年度に振替休日を持ち越すことはできない。

2 前項の規定にかかわらず、非常災害への対応その他のやむを得ない理由があるときには、所定休日の開始後であっても休日指定を取り消して労働をさせること、及び、事後的に休日振替を行うことができる。

3 前掲第1項の規定にかかわらず、非常災害への対応その他のやむを得ない事情のため年度内に休日振替をなすことが困難である場合には、翌年度の日を振替休日として指定することができる。

4 前項により年度をまたぐ休日振替がなされたとき、休日振替のなされた年度における第3条所定の所定休日の最低日数は、年度をまたいで休日振替のなされた日数分を減少させ、また、新たに振替休日として指定された年度における第3条所定の所定休日の最低日数は、年度をまたいで休日振替のなされた日数分を増加させる。

第5条 (休日労働割増賃金)

休日振替を行うことなく所定休日に労働が行われたときには、適用対象労働者は、当該労働を行った日に対応する賃金支払日において、休日労働割増賃金として、通常の労働時間の賃金の1時間当たりの額の135%に当該労働を行った時間数(8時間未満の場合は8時間とみなす)を乗じた額の支払を受ける。

第6条 (みなし休日労働)

1 適用対象労働者のうち各年度の初日に在籍する者が、次の(1)又は(2)のいずれか一つ又は両方に該当する場合においては、当該年度に就労した日のうち、当該年度内の最後の労働日から順に労働日を遡って、所定休日の最低日数に達するまでの日数について、所定休日であったものとみなし、この日に休日労働が行われたものとみなす。

(1) 適用対象労働者に対し予め付与された所定休日の日数が所定休日の最低日数に満たず、その結果として、適用対象労働者が年度内に実際に取得できた所定休日の日数が所定休日の最低日数に満たない場合

(2) 事後的に休日振替をなす予定で所定休日に労働がなされたが、年度内に振替休日が付与されず、その結果として、適用対象労働者が年度内に実際に取得できた所定休日の日数が所定休日の最低日数に満たない場合

2 当該適用対象労働者は、前項により休日労働が行われたものとみなされる日に対応する賃金支払日において、第5条所定の休日労働割増賃金の支払を受ける。

第7条（この労働協約の最低基準効）

1 適用地域における大型家電量販店に勤務する適用対象労働者に適用される労働契約、労働協約、就業規則等の定める労働条件のうち、この労働協約の定める労働条件を下回る部分については無効とし、無効とされた部分は、この労働協約の定めるところによる。

2 この労働協約は、適用地域における大型家電量販店に勤務する適用対象労働者の休日に関して、共通の最低基準を定めるものであり、別途、労働契約、労働協約、又は、就業規則等により、この労働協約の定める基準を上回る定めをなすことを妨げるものではない。

第8条（この労働協約の有効期間等）

1 この労働協約の有効期間は、2020（令和2）年6月1日から2023（令和5）年5月31日までの3年間とする。

2 この労働協約の第3条は、2020（令和2）年6月1日の属する年度から適用し、この労働協約の第4条から第6条は、2020（令和2）年6月1日以降適用する。

以上のとおり労働協約が締結されたことを証するため、本労働協約の各締結当事者は、次のとおり記名押印し、各自が各1通を所持する。

2020（令和2）年 4 月 22 日

群馬県高崎市栄町
株式会社 電機
代表取締役社長 恒

群馬県高崎市栄町
UAゼン 機労働組合
中央執行

茨城県水戸市桜川1丁目1番1号

株式会社 ケース
代表取締役社長

茨城県水戸市城南2-7-6
ケ-ル2F
ケ-ズ スユニ-ス
執行委

宮城県名取市上余田字千刈田308番地

株式会社 ラ
代表取締役社長 義 則

宮城県名取市上余田字千刈田308号
（樹デンコードー内）

UA
コードーユニ-オン
執行